

選挙管理委員会次第

期日 令和5(2023)年3月1日(水)
午後3時から
場所 みよし市役所 政策審議会室

1 挨拶

2 議題

(1) 選挙人名簿定時登録(令和5(2023)年3月)について

- ア 定時登録資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- イ 選挙人名簿登録数(3月定時登録)・・・・・・・・ P 2～5
- ウ 在外選挙人名簿登録者数・・・・・・・・・・・・ P 6～7
- エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示・・・・ P 8
- オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示・・・・ P 9

(2) 令和5(2023)年4月9日執行 愛知県議会議員一般選挙選挙長、 選挙長職務代理者について・・・・・・・・・・・・ P 10

(3) みよし市選挙管理委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の 制定について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11～13

3 その他

- 統一地方選挙の日程について・・・・・・・・・・・・ 別紙

選挙人名簿定時登録（令和5（2023）年3月）について

定時登録資格要件

- 1 基準日及び登録日（第22条）
令和5（2023）年3月1日（水）
- 2 登録要件（第9条）
 - (1) 国政選挙の選挙権のある者
 - ア 日本国民であること
 - イ 年齢満18年以上である者
平成17年3月2日以前の出生者
 - (2) 住所要件（第21条及び第28条）
 - ア 令和4（2022）年12月1日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民であること。（3箇月要件）
 - イ 令和4（2022）年11月1日から令和5（2023）年2月28日までの間の転出者については、3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されていた者であること。
 - ウ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であること。
- 3 抹消者（第11条及び第28条）
 - (1) 令和4（2022）年10月31日以前に転出した者（4箇月要件）
 - (2) 前回の登録時（令和5（2023）年1月18日）において登録のあった者で、基準日までに死亡した者
 - (3) 欠格事項に該当した者
- 4 その他
 - (1) 「転出者」で表示される者（第27条）
令和4（2022）年11月1日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（3月定時登録）

令和5（2023）年3月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,899 人	23,737 人	48,636 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
選挙時登録者数	24,923 人	23,763 人	48,686 人	
登録者数	139 人	98 人	237 人	
抹消者数	164 人	124 人	288 人	
転出者	128 人	99 人	227 人	
死亡者	36 人	25 人	61 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
その他	1 人	0 人	1 人	
3月定時登録者数	24,899 人	23,737 人	48,636 人	
増減者数	-24 人	-26 人	-50 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3,203	3,040	6,243
	北部	3,327	3,220	6,547
	南部	2,544	2,432	4,976
	西部	2,981	2,704	5,685
	天王	3,430	3,209	6,639
	三好丘	3,353	3,267	6,620
	緑丘	3,047	3,041	6,088
	黒笹	3,014	2,824	5,838
合 計		24,899	23,737	48,636
開票区数	1	投 票 区 数	8	

前回選挙時登録(令和5(2023)年1月18日)と

今回定時登録(令和5(2023)年3月1日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
三好	3,202	+1	3,203	3,045	-5	3,040	6,247	-4	6,243
北部	3,331	-4	3,327	3,236	-16	3,220	6,567	-20	6,547
南部	2,549	-5	2,544	2,433	-1	2,432	4,982	-6	4,976
西部	2,983	-2	2,981	2,704	0	2,704	5,687	-2	5,685
天王	3,431	-1	3,430	3,204	+5	3,209	6,635	+4	6,639
三好丘	3,372	-19	3,353	3,279	-12	3,267	6,651	-31	6,620
緑丘	3,039	+8	3,047	3,049	-8	3,041	6,088	0	6,088
黒笹	3,016	-2	3,014	2,813	+11	2,824	5,829	+9	5,838
合計	24,923	-24	24,899	23,763	-26	23,737	48,686	-50	48,636

前回選挙時登録（令和5（2023）年1月18日）からの増減表

世代別	内訳		男			女			計		
	男	女	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
18歳	376	334	387	-11	376	338	-4	334	725	-15	710
19歳	410	372	390	20	410	371	1	372	761	21	782
20歳	346	351	360	-14	346	354	-3	351	714	-17	697
21歳から25歳	1,973	1,798	1,960	13	1,973	1,803	-5	1,798	3,763	8	3,771
26歳から30歳	1,849	1,588	1,859	-10	1,849	1,588	0	1,588	3,447	-10	3,437
31歳から35歳	1,838	1,583	1,834	4	1,838	1,585	-2	1,583	3,419	2	3,421
36歳から40歳	1,951	1,693	1,954	-3	1,951	1,702	-9	1,693	3,656	-12	3,644
41歳から45歳	2,096	1,790	2,099	-3	2,096	1,802	-12	1,790	3,901	-15	3,886
46歳から50歳	2,507	2,516	2,524	-17	2,507	2,521	-5	2,516	5,045	-22	5,023
51歳から55歳	2,767	2,634	2,774	-7	2,767	2,635	-1	2,634	5,409	-8	5,401
56歳から60歳	2,177	1,859	2,158	19	2,177	1,841	18	1,859	3,999	37	4,036
61歳から65歳	1,573	1,373	1,569	4	1,573	1,368	5	1,373	2,937	9	2,946
66歳から70歳	1,256	1,238	1,259	-3	1,256	1,243	-5	1,238	2,502	-8	2,494
71歳から75歳	1,424	1,606	1,436	-12	1,424	1,609	-3	1,606	3,045	-15	3,030
76歳から80歳	1,106	1,300	1,115	-9	1,106	1,305	-5	1,300	2,420	-14	2,406
81歳以上	1,250	1,702	1,245	5	1,250	1,698	4	1,702	2,943	9	2,952
合計	24,899	23,737	24,923	-24	24,899	23,763	-26	23,737	48,686	-50	48,636

みよし市

在外選挙人名簿登録者数

令和5（2023）年3月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	20人	15人	35人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
12月定時登録者数	21人	15人	36人	
登録者数	0人	0人	0人	
抹消者数	1人	0人	1人	
3月定時登録者数	20人	15人	35人	
増減者数	-1人	0人	-1人	

付表

(単位：人)

經由領事館の名称			内訳		
地域	經由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	3人	0人	3人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0人	1人	1人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	2人	0人	2人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	1人	0人	1人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0人	1人	1人
	在ペナン日本国総領事	マレーシア	0人	1人	1人
	小計		6人	3人	9人
北米	在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国	1人	1人	2人
	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	0人	2人
	在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在トロント日本国総領事	カナダ	1人	0人	1人
小計		6人	6人	12人	
中南米	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0人	1人	1人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	4人	1人	5人
	小計		4人	2人	6人
欧州	在オランダ日本国大使	オランダ王国	1人	0人	1人
	在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国	1人	1人	2人
	在フランス日本国大使	フランス共和国	1人	1人	2人
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国	1人	0人	1人
	在アイルランド日本国大使	アイルランド 英国	0人	1人	1人
小計		4人	3人	7人	
アフリカ	在ギニア日本国大使	ギニア共和国	0人	1人	1人
	小計		0人	1人	1人

選挙権を有する者の50分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、973である。

令和5年3月1日

みよし市選挙管理委員会

委員長 鈴木文生

(参考)

※ 登録者数

$$48,636人 \div 50 = 972.72 \\ \approx 973 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回選挙時登録（令和5年1月18日）

※ 登録者数

$$48,686人 \div 50 = 973.72 \\ \approx 974 \text{ (小数点切り上げ)}$$

選挙権を有する者の3分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、16,212である。

令和5年3月1日

みよし市選挙管理委員会
委員長 鈴木文生

(参考)

※ 登録者数

$$48,636人 \div 3 = 16,212$$

- ・ 地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項 教育委員会の教育長又は委員の解職請求

前回選挙時登録（令和5年1月18日）

※ 登録者数

$$48,686人 \div 3 = 16,228.666$$
$$\div 16,229 \text{ (小数点切り上げ)}$$

みよし市開票区の選挙長及び選挙長職務代理人について

1 選挙長及び選挙長職務代理人

区分	氏名
選挙長	鈴木 文生
選挙長職務代理人	深谷 重穂

2 選挙長の執務場所

施設の名称	電話番号
みよし市役所	0561-32-8000

3 選挙立会人のくじを行なう場所

施設の名称	くじを行なう日時
みよし市役所	令和5年4月7日午前10時

4 選挙会の日時及び場所

選挙会の日時	施設の名称	備考
令和5年4月9日午後9時10分	三好公園総合体育館	有投票の場合
令和5年4月10日午前10時	みよし市役所	無投票の場合

みよし市選挙管理委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について

【背景】 地方自治体の個人情報保護制度については、これまで地方自治体ごとに定めた条例等に基づき運用していたが、令和5年度からは、「個人情報の保護に関する法律」に基づき全国一律に運用することとなる。そのため、現行の「みよし市個人情報保護条例」を廃止し、法律の規定の範囲内で必要な事項のみを定めた「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するための議案を、令和5年第1回みよし市議会定例会に提案しております。

【趣旨】 「みよし市個人情報保護条例」の廃止に伴い、同条例に基づき選挙管理委員会が保有する個人情報の取扱いについて定めていた「みよし市選挙管理委員会個人情報保護規程」を廃止し、「個人情報の保護に関する法律」及び「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づく新たな規程を制定する。

【内容】 選挙管理委員会が、「個人情報の保護に関する法律」及び「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき規程で定めることとされている事項については、「みよし市個人情報の保護に関する法律施行細則」の例による。

【施行期日】 令和5年4月1日

【参考】 規程で定める事項

区分	該当条文	内容
個人情報の保護に関する法律	第87条第1項	電磁的記録の開示方法
みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例	第4条	開示請求書の記載事項
	第8条	訂正請求書の記載事項
	第9条	利用停止請求書の記載事項
	第14条	委任事項

みよし市選挙管理委員会個人情報の保護に関する法律施行規程

みよし市選挙管理委員会が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の規定に基づき定める方法並びにみよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第 号）第4条、第8条、第9条及び第14条の規定に基づき規程で定める事項については、みよし市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年みよし市規則第 号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（みよし市選挙管理委員会個人情報保護規程の廃止）
- 2 みよし市選挙管理委員会個人情報保護規程（平成15年三好町選挙管理委員会告示第69号）は、廃止する。

○みよし市選挙管理委員会個人情報保護規程

平成15年9月29日

選管告示第69号

改正 平成21年11月5日選管規程第6号

みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号）第55条の規定に基づく選挙管理委員会が保有する個人情報の取扱い等については、みよし市個人情報保護条例施行規則（平成15年三好町規則第21号）の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月5日選管規程第6号）

この規程は、平成22年1月4日から施行する。

